

公共基準点使用等届出に関する手引き

担 当 課：館山市建設環境部
都市計画課都市計画係
電 話：0470(22)3640

- 1 この書類は、館山市が管理する公共基準点について、使用、付近での工事、一時撤去・移転などの行為を行おうとする際の手引きです。
- 2 公共基準点の使用届出等とは、次の行為になります。
 - (1) 使用承認申請、使用報告
公共基準点を使用する場合は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書(第1号様式)」を提出してください。
公共基準点の使用が終わったときは、速やかに「公共基準点使用報告書(第3号様式)」を提出してください。
 - (2) 工事施工届出、工事しゅん工届出
公共基準点付近で道路の掘削工事や重機等での杭打ち・杭抜き工事をする場合は、あらかじめ「公共基準点付近工事施工届出書(第4号様式)」を提出してください。
公共基準点付近での工事が終わったときは、速やかに「公共基準点付近工事しゅん工届出書(第5号様式)」を提出し、検査を受けてください。
 - (3) 一時撤去・移転承認申請、一時撤去・移転請求
工事等のため公共基準点を一時的に撤去又は移転する必要がある場合は、あらかじめ「公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(第6号様式)」を提出してください。
公共基準点が設置されている土地の所有者が公共基準点を一時撤去又は移転したい場合は、「公共基準点(一時撤去・移転)請求書(第8号様式)」を提出してください。
 - (4) 機能回復報告
一時撤去又は移転の承認を受けた場合、又は公共基準点を失くしたりこわしたりした場合は、再設置し、機能を回復していただきます。公共基準点の機能を回復したときは、速やかに「公共基準点機能回復報告書(第9号様式)」を提出し、検査を受けてください。

- 3 届出書等に当たっては、次の書類を添付してください。
 - 公共基準点付近工事施工届出書（第4号様式）
 - ・位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係がわかるもの）
 - ・引照点図又は市長の指示する測量資料
 - ・写真（公共基準点とその周辺、全引照点を確認できるもの）
 - 公共基準点付近工事しゅん工報告書（第5号様式）
 - ・しゅん工写真（公共基準点とその周辺を確認できるもの）
 - ・着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果
 - 公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第6号様式）
 - ・位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係がわかるもの）
 - ・写真（公共基準点とその周辺を確認できるもの）
 - ・再設置位置図（新旧位置の関係がわかるもの）
 - 公共基準点機能回復報告書（第9号様式）
 - ・しゅん工写真（公共基準点とその周辺を確認できるもの）
 - ・着工前、しゅん工後が対比できる引照点図又は公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果
- 4 公共基準点の使用承認申請については、1年以内の期間に限り、包括的承認の方法で申請ができます。この場合は、使用報告書を1か月ごとに提出していただきます。
- 5 公共基準点を使用するときは、「公共基準点使用承認書（第2号様式）」裏面の使用条件を守り、使用してください。
- 6 公共基準点の使用を承認できないときは、その旨を申請者に対して通知します。
- 7 申請窓口
都市計画課都市計画係（館山市役所3号館2階）